# 表-8 一酸化炭素(CO)の測定結果 「自動車排出ガス測定局」

	<u> 【日                                   </u>	カス別に向し				
地域	市町名	測定局	年度	日平均値 の2%除 外値 ppm	日平均値が 10ppmを超え た日が2日 以上連続し たことの有 無 有×無〇	環境基準 適合状況
その他の地域	桑名市 国道258号桑名	国道258是姦名	1	0. 5	0	0
		2	0. 5	0	0	
	鈴鹿市 国道23号鈴鹿	1	0. 6	0	0	
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	2	0. 5	0	0
	亀山市	国道25号亀山	1	0. 5	0	0
			2	0. 4	0	0

#### 注)表-8

環境基準の長期的評価は、年間にわたる日平均値の測定値の高い方から2%の範囲内を除外した 最高値(2%除外値)と環境基準値(日平均値が10 ppm以下であること。)を比較して行います。 ただし、日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わず 非達成と評価します。

#### 表-9 微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果

〔一般環境測定局〕

	[一般 現現測	N_ (PJ )				
地域	市町	測定局	年度	年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準 適合状況
				$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	
		四日市商業高校	1	10. 6	26. 1	0
		四口巾冏耒高仪	2	10. 2	28. 6	0
		南	1	11.4	27. 0	0
四日市	四日市市	I <del>+</del> J	2	11.1	26. 5	0
		三浜	2	9.8	23. 7	0
地域			<u>Z</u>	9. 3 11. 4	23. 0 26. 6	0
		北星高校	2	10.8	25. 3	0
		川越南小学校	1	9.8	24. 7	Ö
	川越町		2	8. 9	22. 1	Ö
	2.b.+	3. b L 07	1	9. 3	23. 1	ŏ
	桑名市	桑名上野	2	8. 6	21. 4	Ö
	いなべ市		1	8. 7	24. 5	0
	いなべ巾	人女中子校	2	8. 0	24. 2	0
	鈴鹿市	鈴鹿算所保育所	1	11. 3	26. 5	0
	亚加压门	如此并仍休月仍	2	10.0	24. 7	0
	亀山市	亀山みなみ保育園	1	10.9	25. 5	0
	-51-11-	电面(7.60) 从自图	2	10.1	25. 6	0
		津河辺配水場	2	10.0	22. 6	0
	津市		<u> </u>	10. 1 8. 2	25. 1 22. 7	0
		津立成小学校	2	8.1	22. 7	0
		林業研究所	1	8. 9	24. 0	Ö
			2	8.3	24. 1	Ö
そ	松阪市	松阪第五小学校	1	9. 9	24. 4	Ö
o o			2	9. 6	24. 1	Ö
他	明和町	明星小学校	1	9.8	26. 4	0
の			2	9. 2	24. 6	0
地域	伊勢市	伊勢厚生中学校	1	8. 7	21.5	0
坝			2	8.8	22. 3	0
	鳥羽市	鳥羽高校	1	1.1	21. 1	0
			2	7. 2	18.5	0
	志摩市	鵜方	2	7. 2 6. 8	19. 5 19. 0	0
	伊賀市	伊賀柘植	1	11.3	28. 5	0
			2	10.6	27. 3	Ö
		伊賀緑ヶ丘中学校	1	11. 2	25. 5	Ö
			2	9.1	27. 7	Ŏ
	名張市	名張小学校	1	10. 9	27. 3	Ö
			2	10. 7	29. 6	Ö
	尾鷲市	尾鷲旧県職員公舎	1	8. 5	21.3	0
			2	9.0	23. 6	0
	熊野市	熊野木本中学校	1	8.8	21. 9	0
			2	9.1	21. 2	0

#### 表-10 微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果

#### 「白動車排出ガス測定局)

[日期単排四ルス測定局]						
地	市町名	測定局	年度	年平均値	日平均値の	環境
域	בי נשנוו	炽足问	十尺	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	基準
四日市地域	四日市市	北消防署	1	13. 1	31.8	0
			2	12. 8	31.0	0
		納屋	1	11.6	29. 0	0
			2	8. 9	25. 5	0
その他 の地域	桑名市	国道258号桑名	1	8. 6	21. 0	0
			2	8. 2	21. 0	0
	鈴鹿市	国道23号鈴鹿	1	11.8	26. 8	0
			2	11. 1	27. 7	0

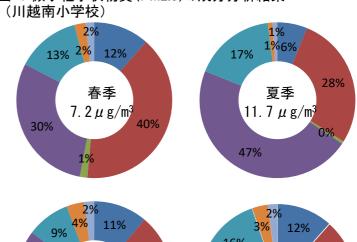
### 注)表-9、表-10

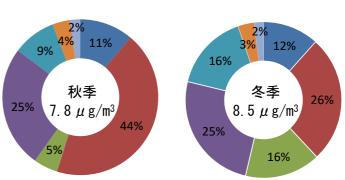
環境基準の長期基準に係る評価は、測定結果の一年平均値を長期基準(15 µg/m³)と比較して 行います。

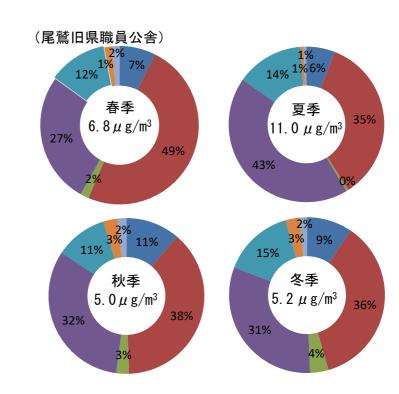
短期基準に関する評価は、年間にわたる日平均値の測定値の低い方から98%目に当たる値を短期基準

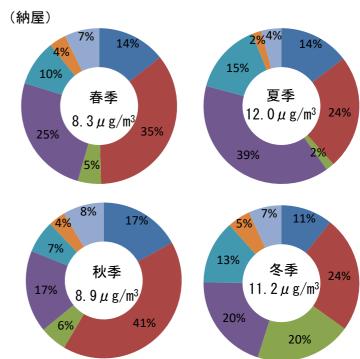
(35 μg/m³)と比較して行います。 環境基準の評価は、長期基準と短期基準の両方を満足した場合に達成されたとします。

## 図-1 微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析結果











#### 注)図-1

値はそれぞれ次の調査期間の平均値です。

春季: 令和2年 5月13日から令和2年6月1日の間で約2週間 夏季:令和2年7月23日から令和2年8月10日の間で約2週間 秋季: 令和2年10月22日から令和2年11月9日の間で約2週間 冬季: 令和3年1月21日から令和3年2月8日の間で約2週間